



2022年6月23日

各 位

会 社 名 西日本旅客鉄道株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 長谷川 一明  
(コード番号 9021 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部長 小澤 裕一

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2022年7月19日																	
(2) 処分する株式の種類及 び 数	当社普通株式 14,151 株																	
(3) 処 分 価 額	1株につき 4,889 円																	
(4) 処 分 総 額	69,184,239 円																	
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	<table><tbody><tr><td>取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）</td><td>8名</td><td>5,520株</td></tr><tr><td>執行役員</td><td>4名</td><td>1,080株</td></tr><tr><td>グループ執行役員</td><td>4名</td><td>2,006株</td></tr><tr><td>理事</td><td>24名</td><td>4,919株</td></tr><tr><td>技術理事</td><td>3名</td><td>626 株</td></tr></tbody></table>			取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	8名	5,520株	執行役員	4名	1,080株	グループ執行役員	4名	2,006株	理事	24名	4,919株	技術理事	3名	626 株
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	8名	5,520株																
執行役員	4名	1,080株																
グループ執行役員	4名	2,006株																
理事	24名	4,919株																
技術理事	3名	626 株																
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。																	

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）、執行役員、グループ執行役員、理事及び技術理事（以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」と総称します。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、本日開催の第35回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額75百万円以内の金銭債権を支給し、年20千株以内の当社の普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により、当社普通株式の割当を受けた日から当社取締役の地位その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

## 【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として当社に払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役等への具体的な支給時期及び配分については、人事報酬諮問委員会への諮問を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間において、

- ① 本株式の割当を受けた日から当社取締役の地位その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること
  - ② 一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償で取得すること
- などをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることといたします。

今般、人事報酬諮問委員会への諮問を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の経営に関する責任及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等に対し金銭債権合計69,184,239円（以下「本金銭債権」といいます。）を支給すること及び普通株式14,151株を交付することを決議いたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等43名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として当社に払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3. のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役等は、本割当契約により割当を受けた日から当社取締役の地位その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役等が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社取締役の地位その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役等が、役務提供期間中、継続して、当社取締役の地位その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役等が、当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社取締役の地位その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役等が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に当社取締役会が正当と認める理由以外の理由により、当社取締役の地位その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(5) 当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）及び（4）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第36期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるもので、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2022年6月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である4,889円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上